

救急救命士法第三十四条第三号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する科目の一部を改正する告示

○厚生労働省告示第百六十号

救急救命士法第三十四条第三号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する科目（平成三年厚生省告示第百六十一号）の一部を次の表のように改正し、令和六年四月一日から適用する。

令和六年三月二十九日

厚生労働大臣 武見 敬三

改正後	改正前
<p>1 救急救命士法第三十四条第三号の厚生労働大臣の指定する科目は次の各号に定めるものとする。</p> <p>一〇十五 (略)</p> <p>2 前項に規定する科目に係る授業科目の授業のうち、実験、実習又は実技による授業に係る大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)第二十一条第二項の規定の適用については、同項本文中「第二十五条第一項に規定する」とあるのは「実験、実習又は実技の」と、「おおむね十五時間」とあるのは「三十時間」と、「時間の授業」とあるのは「時間(臨地実習にあっては四十五時間)の授業」とする。</p> <p>十六 臨地実習(シミュレーション、臨床実習及び救急用自動車同乗実習を含み、総単位数が二十五単位以上であるものをいう)。</p>	<p>(新設)</p> <p>一 公衆衛生学</p> <p>二 解剖学</p> <p>三 生理学</p> <p>四 薬理学</p> <p>五 病理学</p> <p>六 生化学</p> <p>七 微生物学</p> <p>八 内科学</p> <p>九 外科学</p> <p>十 小児科学</p> <p>十一 産婦人科学</p> <p>十二 整形外科学</p> <p>十三 脳外科学</p> <p>十四 精神医学</p> <p>十五 放射線医学</p> <p>十六 臨床実習</p> <p>(新設)</p>

(傍線部分は改正部分)

